

令和5年度（11月）
紀の国森づくり基金運営委員会
議 事 録

開催日時 令和5年11月7日（火）
午前10時00分より
開催場所 和歌山県薬剤師会館
4階 大会議室

令和5年度(11月)
紀の国森づくり基金運営委員会次第

日時：令和5年11月7日(火) 10:00～

場所：和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) 紀の国森づくり基金運営委員会 委員長及び副委員長の選出について
- (2) 令和6年度紀の国森づくり基金活用事業 事業計画について
- (3) 令和6年度紀の国森づくり基金活用事業 公募の実施について

4. 閉 会

令和5年度(11月)
紀の国森づくり基金運営委員会次第

日時：令和5年11月7日(火) 10:00～

場所：和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

1 出席委員

■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員

計8名

4 県関係出席者

森林・林業局	局長	小川 泰典
森林整備課	課長	石橋 寛紀
〃	副課長	東 彰則
〃	班長	中村 剛二郎
〃	主査	川畑 洋介
〃	主査	今原 資紀
〃	副主査	早津 誠宏
〃	技師	西山 良樹
農業環境・鳥獣害対策室	主査	前田 起男
自然環境室	室長	松尾 一徳
〃	課長補佐	栗生 剛
〃	主査	串田 武司
道路保全課	主査	野口 弘志

林業振興課	主査	森川陽平
地域政策課	主幹	西弥生
〃	技師	菊地悠太

令和5年度（11月）紀の国森づくり基金運営委員会

日時：令和5年11月7日(火) 10時00分より

場所：和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室

開 会 午前10時07分

東副課長

ただいまから「紀の国森づくり基金運営委員会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます森林整備課副課長の東でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後初めての委員会でございます。

まず初めに、ご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

■委員でございます。

東副課長

以上、8名に今期の委員にご就任いただいております。

それでは、委員会に先立ちまして、小川森林・林業局長からご挨拶申し上げます。

小川局長

皆さん、どうもおはようございます。森林・林業局長の小川でございます。

委員の皆様方におかれましては、本日の運営委員会について開催のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から森林・林業行政はもとより、県行政の推進につきまして格段のご指導とご高配を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

中村班長

いたします。

新たな委員の方もいらっしゃいますので、初めに「紀の国森づくり基金」及び「紀の国森づくり基金運営委員会」について簡単にご説明させていただきます。

森林整備課の中村と申します。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の資料1に従って「紀の国森づくり基金」及び「紀の国森づくり基金運営委員会」について説明させていただきます。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

まず、1番目の「紀の国森づくり基金」の経緯についてです。

森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とした議員提案による「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」が平成17年の12月県議会で成立しました。

紀の国森づくり税の収入は、紀の国森づくり基金に積み立てられ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組む財源となっております。

この2つの条例が平成19年の4月1日から施行されたことに伴って、平成19年度から「紀の国森づくり基金活用事業」が実施されています。

紀の国森づくり税条例は、平成24年4月1日、平成29年4月1日、令和4年4月1日に、それぞれ5年間延長しており、現在の条例は令和9年3月31日まで続きます。令和5年度は、第4期の2年目となっております。

続きまして、2番目の「紀の国森づくり基金運営委員会」についてです。

紀の国森づくり基金条例第5条に基づき設置されておまして、委員会の審議事項は次のとおりとなっております。

「(1) 基金条例第1条の目的を達成するために実施する事業に関すること」「(2) その他紀の国森づくり基金に関し必要な事項」となっております。

参考までに、紀の国森づくり基金条例の目的の部分が第1条に書いてありますが、「水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくこ

とを目的として、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組むため、紀の国森づくり基金を設置する。」となっております。

委員会には、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出していただきます。

委員会の議長は、委員長が当たることとなっております。

それから、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き及び議決することはできないものとなっております。

最後に、委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによるとなっております。

続いて、裏面の「紀の国森づくり基金活用事業の取り組み骨子」ということで、今回、第3期から第4期にかけて変更となった大きな点について説明させていただきます。

まず、真ん中の「背景」のところですが、**「森林環境譲与税」**が創設されて、市町村による人工林の間伐がなされるようになっております。これに伴って、第3期までは未整備森林の解消ということで間伐事業を行っていましたが、これを廃止して、第4期では、生育不良人工林の広葉樹林化等に取り組んでおります。

それから、「背景」の丸の2番目ですが、**「獣害・病害虫対策」**として、野生動物や病害虫による被害の拡大ということが問題となってきておりますので、第4期では放置竹林の整備であるとか森林病害虫の蔓延防止等による里山づくり等に取り組んでいるところです。

「背景」の丸の3番目ですが、**「花粉発生源対策」**ということで、利用期を迎えた林分の増加、花粉症有病率の上昇、花粉症は国民病として政府も取り組んでいくことになっておりますので、第4期では花粉の少ない森づくりのための母樹園整備等に取り組んでいるところです。

それから、「背景」の下側の**「木材利用」**についてですが、木材利用の推進に関する法律の改正による、民間施設での木造・木質化の促進ということで、第4期では民間施設の木造・木質化を後押しするために、市町村のモデル的な公共施設における木材利用等を推進しているところです。

以上で簡単ですが説明を終わります。

東副課長

何か質問ございませんか。

無いようですので、それでは議事に入りたいと思います。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第4条第2項により、会議の議長は委員長が当たることとなっておりますが、今回は委員改選後初めての委員会となりますので、委員長が不在となっております。

つきましては、前委員長の■■■■委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「お願いします」の声〕

東副課長

それでは■■■■委員、よろしくお願ひいたします。

■■■■委員

皆様よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第7条第1項に基づき、本日の議事録署名人を私から指名させていただきます。

■■■■委員と■■■■委員にお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

■■■■委員

それでは、議事に入りたいと思いますが、平成19年度第1回の委員会で決定いたしましたとおり、審議につきましては自由な議論を行うため非公開にしたいと思います。

そのため、報道関係の方、傍聴者の方がいらっしゃるかどうかの確認をいたします。事務局いかがでしょうか。

早津副主査

本日は、報道関係の方、傍聴者の方は、いらっしゃいません。

■■■■委員

いらっしゃらないようですので、それでは議事に移りたいと思います。

議事の(1)「紀の国森づくり基金運営委員会委員長及び副委員長の選出について」を議題とします。

紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第3条により、委員長及び副委員長を選出します。

委員長は、委員の互選により選出することになっております。皆様、委員長はいかがいたしましょうか。

■ 委員

よろしいですか。
引き続き、■ 委員に委員長になっていただければと思います
が、いかがでしょうか。

■ 委員

はい、私 ■ への声を頂戴しておりますが、よろしいでしょ
うか。

[各委員うなずく]

■ 委員長

ありがとうございます。
それでは、引き続きお引き受けさせていただきたいと思いま
す。次に補佐をいただく副委員長の選任については、いかがでし
ょうか。

■ 委員、お願いします。

■ 委員

林業情勢に非常に詳しい ■ さんをお願いしたいと思いま
す。

■ 委員長

はい、それでは、■ 委員との声がございましたが、いかがで
しょうか。

[「お願いします」の声]

■ 委員長

■ 委員、それではお願いいたします。
それでは、委員長に私 ■、副委員長に ■ 委員で、本会の運
営に務めてまいりたいと思えます。皆様よろしく願いたしま
す。

ここで、委員長席に移動させていただきます。

[委員長、議長席へ移動]

■ 委員長

それでは、改めましてどうぞよろしく願いたします。
それでは、議事を続けてまいりたいと思えます。
議事の(2)「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業 事業計画
について」を議題といたします。
当局からご説明をお願いいたします。

石橋課長

森林整備課長の石橋です。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業 事業計画」の説明の前に、現在取り組んでいます「森林・林業局施策方針」について簡単にご説明させていただきます。

配付資料2の1ページをご覧ください。

「令和5年度森林・林業局施策方針」については、基本方針として県長期総合計画の後期5カ年のアクションプランとして令和4年に策定した「和歌山県森林・林業“新”総合戦略」に基づき、素材生産と林業収益の増大に焦点を当て、「森林ゾーニングによる施策の選択と集中」と「ICTなどの新技術を活用した『スマート林業』の推進」とともに、「林業の担い手の確保・育成」を図り、「適切な森林管理」のもとで、持続的な森林・林業・木材産業を目指すこととし、(1)本格的な利用期を迎えている本県の森林資源を効率的に活用するため、林業に適した場所と森林保全を行う場所を明確に区分する「森林ゾーニング」により、産業政策として「もうかる林業」と、環境政策として「多様で健全な森づくり」の推進。

(2) 森林資源の活用を促進するための林道等の基盤整備や紀州材の加工体制の支援などの生産基盤の強化。

(3) 番目として、森林環境譲与税による森林整備等を行う市町村への積極的な支援と、「林業の担い手の確保・育成」に向けた取組の推進。

(4) 山村地域の活性化に重要な役割を果たす特用林産物の振興。

(5) 森林資源の循環利用を推進し、森林整備の促進や森林クレジット制度の活用をすることによるカーボンニュートラルへの貢献、の5点について取り組んでいます。

また、重点施策としては、資料の強調文字で記載しています「1 林業・木材産業の成長産業化」、2 ページ目の「2 多様で健全な森づくり」、「3 林業の担い手の確保・育成と活力ある山村づくり」、3 ページ目の「4 森林経営管理制度の円滑な運用と森林環境譲与税を活用した森林整備の促進」、「5 森林におけるカーボンニュートラルの推進」の5項目について重点的な取組を行い、本基金活用事業では、2 ページ目の「2 多様で健全な森林づくり」の①多面的機能の維持・増進と、②多様な主体による森林づくりを中心に、「1 林業・木材産業の成長産業化」の②紀州材の加工体制の強化

と需要拡大の一部にも活用させていただいております。

資料の4ページ目から6ページ目については、今説明しました基本方針と重点施策を事業体系化したものになってございますので、参考に見ておいてください。

それでは、次に議事の(2)「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業 事業計画について」ご説明します。資料は8ページ「令和6年度県が取り組む施策一覧(案)」をご覧ください。

基金活用事業は、第4期の方針として県が取り組む施策を「次代へつなぐ森づくり」と「森林を守り育てる意識の醸成」に事業を区分してございます。

それでは、「次代へつなぐ森づくり」で令和6年度に取り組む施策(案)についてご説明します。

配付しています「紀の国森づくり基金」パンフレット、こちらと併せて見ていただくと事業のイメージがしやすいかと思います。

それでは、まず1つ目の「人工林の広葉樹林化」です。パンフレットは6ページをご覧ください。

この事業については、生育不良や気象害等に遭った人工林を広葉樹林に転換することで、森林の持つ公益的機能の高度発揮を目指すため、県営事業として森林所有者の自助努力では公益的機能の発揮が期待できない人工林を伐採し、広葉樹を植栽。

補助事業としては、尾根筋の生育不良地の人工林において広葉樹への植え替えを促進するため、スギ・ヒノキの植栽と比較して経費が増える部分への支援をする事業で、予算額は1億7,334万7,000円を。

「花粉症対策母樹園整備」、パンフレット7ページになります。

これについては、花粉の少ない苗木供給の加速化を図るため、効率的な種苗生産が可能な花粉症対策母樹園として路地型と閉鎖型のヒノキの採取園整備費4,357万9,000円を。

3つ目の「花粉症対策加速化」は、花粉症の発生源であるスギ・ヒノキの伐採後の再生林において、県内産花粉症対策苗への植え替えを促進するため、国庫補助の対象とならない植栽経費の自己負担分等について支援する新規事業として884万1,000円を。

次に、「紀の国森林環境保全林整備」、パンフレットは9ページと10ページです。

これについては、里山本来の森林づくりを目指すため、カシノナガキクイムシなどの森林病害虫の蔓延防止のための伐倒駆除等

や放置竹林の整備に係る支援 2,656 万円を。

「森林被害調査」、パンフレットの 10 ページです。

これはニホンジカによる造林地の被害調査等を実施し、野生獣害の保護管理方法や防除方法を検討する費用として 600 万円を。

続きまして、「森林景観づくり」、同じくパンフレット 10 ページとなります。

本県の気候風土の中で育ってきた「ふるさとの森」を未来に継ぐため、県民参加による植樹活動等に活用する郷土樹種の苗木の育成や無料配布のほか、突発的に発生する森林病虫害の調査等の費用として 1,109 万 1,000 円を。

「ごまさんふれあい再生の森」、パンフレットの 11 ページになります。

こちらの事業は、護摩壇山周辺において、ニホンジカの食害等により下層植生が失われているところが多く見受けられ、土壌の流出や次世代を担う樹木の消失などが懸念されていることから、護摩壇山森林公園内で人工林を間伐し、針広混交林化を進めるモデル的二次林への誘導や、防獣ネット設置による植生回復のほか、龍神村内の小学生を対象とした現地勉強会を実施する費用として 455 万 7,000 円を。

「生物多様性モニタリング調査」は、森林整備によりもたらされる生物多様性の変化や影響を調査し、その結果を「県民の森林を守り育てる意識の醸成」に活用するための新規事業として、自然環境室が実施する事業費 1,277 万 8,000 円を。

「森林公的管理」、パンフレットの 9 ページとなります。

こちらの事業については、貴重な自然生態系を持つ森林及び景観保全上重要な森林など、将来にわたり森林保全管理する必要がある森林を公有林化するための購入費用等として 2,633 万 7,000 円を。

なお、事業は自然環境室が所掌する新紀州御留林と、市町村が購入する費用を支援する補助事業のほか、パンフレットの 7 ページにございます森林整備課が所掌する公益的機能が高い天然林の寄附を受け入れする事業となっております。

次に、2 つ目の項目です。「森林を守り育てる意識の醸成」の令和 6 年度に取り組む施策（案）についてご説明いたします。

1 つ目の「紀の国緑育推進」、パンフレットの 12 ページになります。

こちらの事業は、県内の市町村及び小中学校等が実施する児童生徒等を対象に森林や林業に触れてもらう機会をつくり、森林体験や森林学習を通して県内の豊かな森林や林業、環境問題への関心を高め、森林を育てる意識を育んでもらう取組を支援する事業として、予算額 6,610 万 6,000 円を計上しております。

この事業では、県内の小学校にドングリと竹ポットを配布し、1年間育ててもらふことで森林に対する理解を深めてもらう「ぼくの苗・わたしの苗 苗木のスクールステイ」事業の費用や、パンフレットでいいますと 7 ページ目のところに載っております令和 4 年度から取組を始めた紀の国緑育推進事業の指導者育成研修、これらの経費も含まれております。

なお、スクールステイで 1 年間育ててもらった苗木は、県が回収し、さらに県林業試験場の苗畑で、先ほどご説明しました森林景観づくり事業により育成した後、植栽用の苗木として無料配布を行っております。

次に、「木の良さ PR」、パンフレットの 11 ページになります。

この事業は、観光客の往来が見込める県道沿いのガードレールを木製に取り替えることで、紀州材の PR と公共事業での木材利用の推進を図る事業として 1,610 万円を。

次に、「紀州材公共施設木造木質化モデル」、パンフレットの 6 ページとなります。

この事業は、市町村が行う木造・木質化されたモデル的な公共施設の整備を支援し増やすことで、広く県民に木材利用の意識や環境や人に優しい木材の良さを PR し、紀州材の需要拡大と森林を守り育てる意識の醸成を図る事業として 3,700 万円を。

次に、「市町村民の森」、パンフレットの 13 ページとなります。

この事業については、市町村が主体となって行う県民参加型の森づくりや、県民が自然と触れ合う森林公園等の整備の支援に 1,100 万円を。

次に、「未来を彩る花の森づくり」は、県内外から多くの人を訪れる名所づくりに取り組み、地域活性化を図ることを目的に、将来の景観資産となるような花の咲くまたは紅葉する有用郷土種の植栽に取り組む活動の支援として 1,800 万円を。

「普及啓発」では、パンフレットの 13 ページとなります。

森林の重要性や紀の国森づくり基金等について県民に広く PR を行う事業で、「わかやま森林と樹木の日」記念式典の開催や、新

聞・ラジオ広告等による PR の経費として 722 万 2,000 円を。

以上、県が取り組む施策 15 事業と、資料の 9 ページ目、下から 2 行目の「公募事業」では、森林環境保全及び森林と共生する文化の創造を図るため、県民自らが企画し実施する森林を守り育てる活動や、森林への理解を深める活動等を支援する経費として 1,000 万円の事業を計画しています。パンフレットは 8 ページとなっております。

また、今見ていただいた資料の 9 ページ、「令和 6 年度紀の国森づくり基金活用事業予算（案）概要」は、ただいま説明しました事業の令和 5 年度の当初予算と令和 6 年度予算（案）の増減比較と主な増減理由及び新規・継続別、県営・補助別、事業担当課等を取りまとめた表となっております。

新・継別欄で「新」となっている事業以外で、予算の増減額が大きな主な事業は、生育不良や気象害等に遭った人工林の広葉樹林化への転換の取組の拡大により、人工林の広葉樹林化で 6,342 万 5,000 円の増、花粉の少ない苗木供給の加速化を図るための花粉症対策母樹園整備で 1,227 万 2,000 円の増。それと、新紀州御留林において購入予定地の調整に時間を要し、購入年度が遅れることによる 2,366 万 3,000 円の減となっています。

以上、議事 (2)「令和 6 年度紀の国森づくり基金活用事業 事業計画」の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

非常に丁寧に説明していただきました。何か質問等、ご意見等ございませんか。

委員

何点か教えてください。

まず、6 年度の予算が 20% ぐらい伸びているということについて、基金を活用して事業をどんどんやったださるということ、非常にありがたいと思います。

その上で教えてください。

まず、先ほど説明がありました増額の部分で、例えば「人工林の広葉樹林化」で「実施予定地増のため」、それから「森林環境保全林整備」で「実施予定地増のため」ということで、エリアというのはですか事業対象が増えるということ、大きく増になっている

のですが、これはたまたま増えたのか、あるいは何らかの意図、狙いを持って増やしているのか、いずれか教えてください。

それから、2点目です。「生物多様性モニタリング調査」ということですが、何となく広葉樹は生物多様性にということで思うわけですが、それを実際に調査して広葉樹林化を進めることにより、生物多様性保全に貢献していることを県民の皆さんにデータを示して見せるということだと思っておりますが、これって必ず影響があるものなのでしょうか。

それから、あと1点。

「木の良さPR」ということで、ガードレールについてR7年度までということですが、R7年度を終期と定める理由を教えてください。

あと令和6年度までという事業があるのですが、この「公募事業」については、後ほどまた教えていただきたいです。

以上、3点お願いします。

委員長

いかがでしょうか。

早津副主査

森林整備課の早津です。

ただいま令和6年度の新規事業に関する質問をいただいたところです。ご質問いただいたところで大変恐縮ですが、来年度計画している2つの新規事業については、先に事業概要を担当者から説明させていただけたらと思います。

それでは、1つ目の新規事業「花粉症対策加速化」について、担当の森林整備課森づくり班から説明させていただきます。

川畑主査

森林整備課の川畑と申します。よろしくお願いたします。

着座にて、失礼させていただきます。

資料2の10ページをご覧ください。

「花粉症対策加速化」事業というものですけれども、現在、花粉症が社会問題となっておりますが、当県においても花粉の発生源となっている利用期を迎えた森林が増加しているところです。

今後、花粉症を減少させていくには、利用期を迎えた花粉の発生源であるスギ・ヒノキの伐採を進めて、花粉症対策苗木などへの植え替えを促進していく必要があるのですが、花粉症対策苗木が通常の苗木と比較して非常に高価なこともあり、花粉症対策苗

木の植栽が進んでいない状況です。

そこで、当事業を利用してスギ・ヒノキの伐採の加速化、花粉症対策苗木などの植え替えの加速化を図って、花粉症の減少、林業の低コスト化、県内苗木の生産体制の強化を図りたいと考えております。

事業内容の詳細についてですが、①と②がございまして、まず①の「花粉症対策苗木植栽補助」についてですが、当補助についてはスギ・ヒノキの伐採及び植栽を一貫作業で行って、かつ県内産花粉症対策苗木の植栽を行う場合に、植栽に要する経費の自己負担分の2分の1を補助するという事業です。

当事業により、通常苗木の植栽よりも高価である花粉症対策苗木植栽の負担を軽減させることができます。それによって花粉症対策苗木の植栽を増加するとともに、この事業の条件として一貫作業というものが前提になっているのですけれども、一貫作業が促進されて、林業の低コスト化が進み、林業の活性化につながると考えております。

その県内産花粉症対策苗木の利用量が増えることによって、県内種苗生産者による花粉症対策苗木の生産意欲も増して、生産体制が強化されると考えております。

次に②の「獣害被害地補植補助」についてです。

当事業については、現在、獣害を受けた箇所への補植、いわゆる植栽木がなくなったところにもう一回植えることについては、国による補助等がない状況でございまして、当該事業については獣害による被害を受けた既存の植栽地に補植する場合、そこに花粉症対策苗木などを植える場合に、植栽経費の2分の1を補助する事業です。当補助によって、通常苗木から花粉症対策苗木への植え替えが進むとともに、本来だったら補助がないので放置される可能性が高かった獣害被害地の補植が進み、健全な森林づくりが進むと考えております。

説明は以上です。

早津副主査

続きまして、「生物多様性モニタリング調査」事業を自然環境室から説明させていただきます。

串田主査

自然環境室の串田と申します。よろしくお願ひします。着座にて、ご説明させていただきます。

それでは、令和6年度新規申請事業の「生物多様性モニタリング調査」についてご説明させていただきます。

お手元の資料11ページをご確認ください。

まず、本事業の目的としては、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくという本基金の基本理念を県民、企業・団体へ再周知し、さらなる浸透を図ることとしております。

方法としては、事業名のとおりモニタリング調査を行うことによって、これまでに行われてきた森林保全活動等が実際にどのような影響を与えているかを生物多様性の観点から明らかにすることによって、森林保全活動の普及啓発を行います。

本調査の内容としては、配付資料第1項目3番に記載のとおりですが、大まかに申し上げますと、3の(1)に記載している調査対象地5カ所程度において3の(2)の調査を行い、企業の森等保全活動を実施されている山林が、保全活動を行っていないその他の山林等に対して、どれだけ動植物の種の多様性や生息数など豊かな生態系を構築しているかを現地踏査調査や文献調査によって比較するものとなっております。

本調査を行い、森林保全活動における既存の価値観の1つではありますが、多様な生物への生息・生育環境の影響という点にスポットを当てて、森林保全活動の効果を分かりやすく「見える化」することで、県民や企業・団体、多様な主体による自主的な保全活動を増加させ、さらなる好循環を目指すものとしております。

また、近年、世界的に重要視されている生物多様性保全の観点において、このような保全された森林は環境省による自然共生サイトへの認定や国際データベース OECM への登録、公表によって国際的な評価を得ることができるため、そちらのほうも活用しながら普及啓発へとつなげてまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

石橋課長

続いて、 委員からご質問のございました「人工林の広葉樹林化」の事業費の増と、「紀の国森林環境保全林整備」の事業費の増についてお答えいたします。

「人工林の広葉樹林化」については、来年度3年目を迎える事業となってございます。その中で事業の進め方等についても確立し、周知できてきているということ、それと生育不良や気象害、また尾根筋などの生育不適地の人工林を広葉樹林化することにつ

いては、花粉症対策にもつながるということで重点的に取り組んでいきたいと事業費のほうを増額してございます。

また、「紀の国森林環境保全林整備」事業については、事業の要望調査等を取らせていただいて、竹林の整備についてかなり要望をいただいたということで事業費を増やしてございます。

この2点については、以上です。

委員長

あとの点は、いかがでしょうか。

串田主査

自然環境室よりご説明させていただきます。

先ほどのご質問の内容としては、必ず影響があるのかということですが、必ず好影響のほうに判断できるかと捉えさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員

はい、おそらく好影響という結果が出ると思いますが、いずれにしろこれについては、うまく県民の方に、和歌山県はこんな生き物が、こんな形で、こんなところにいるのだということを知りやすく説明していただければ、結果としてより効果が発揮できるのかなど。もう言わずもがなと思いますけれども、よろしくお願いします。

以上です。

串田主査

ありがとうございます。

委員長

あとガードレールですね。

野口主査

道路保全課の野口と申します。

木製ガードレールの終期が令和7年度までとなっている理由ですけれども、木製ガードレールを設置していく中で、まず初めにモデル区間としてどこにつけていくかを考えました。県内有数の観光地である白浜温泉がいいだろうということで、とれとれ市場の前から田辺市に向けて行きまして、バイパスと重なる田鶴の交差点まで約4.4キロあるのですが、ここがいいだろうということで、まず初めにモデル区間を設定いたしました。

森づくり基金を令和3年度から活用させていただいていますが、この4.4キロメートルを設置していく中で、真夏の観光シーズン

に工事するのは難しいので、計画的に設置していくという事業計画を立てた中で、年間約1,000万円ずつぐらいで5年間、令和7年度までで設置していこうということで当初、計画を立てております。

今、順調につけさせていただいておりますので、令和7年度までにこの区間を設置していきたいと考えているところでございます。

以上です。

■■■委員長

ありがとうございます。■■■委員、いかがでしょうか。

■■■委員

もともと予定していた区間が終わるからということですね。

野口主査

はい、そうです。

■■■委員

分かりました。ありがとうございます。

■■■委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

■■■委員

護摩壇山の関係ですけれども、令和5年度では「護摩壇山森林公園管理」という名目で予算化されていますね。来年度は「ごまさんふれあい再生の森」というタイトルになっています。公園管理について触れていないように思うのですが、この「ごまさんふれあい再生の森」という施策の中には公園管理という面も含まれているのでしょうか。

石橋課長

「事業体系」の中の「護摩壇山森林公園管理」の部分については、指定管理制度により施設の管理運営を委託している事業の部分で基金事業とは別物です。基金を活用させていただいているのは、先ほどご説明しました「ごまさんふれあい再生の森」ということで、園内の人工林を針広混交林化するモデル事業であったり、獣害対策を行う事業となっております。

小川局長

この「事業体系」で言いましたら、紀の国森づくり基金活用事業の中に全部入っているということになります。

委員

そうしますと、今お話にありましたけれども、護摩壇山の山頂部はブナ林ですよ。少し下がったところに人工林もありますよね。その人工林を切って広葉樹を植えるということですね。

石橋課長

そうです。

委員

具体的には広葉樹は何を植えるのですか。

石橋課長

今現在は、間伐を行って天然更新で広葉樹林化を図るような形で実施していますが、令和6年度は天然更新の状況を見ながら新たに護摩壇山周辺の樹種と合った苗木を補植していきたいと考えております。

委員

もう一点よろしいですか。

公募事業が6年度で終わりとなっていますね。これはパンフレット8ページの事業だと思うのですが、6年度で終わりにするという理由はどういうところにあるのでしょうか。

早津副主査

公募事業が令和6年度で終わる理由については、第4期が始まる前の、令和3年度の運営委員会の際に、第4期の方針として令和6年度で公募事業を終わりにしますということで、委員会の中でも一度お話をさせていただいているところです。

理由としては、例えば去年の年末から年始にかけて令和5年度事業を募集した中でも、9件の応募のうち8件が継続事業となっています。その内容も、団体さんのほうで工夫していただいておりますが、同じようなものが多くなっています。以上のような状況を踏まえて公募事業は令和6年度まで、ということにしております。

ただ、これまで事業を継続していただいている団体さんの活動が、公募事業の終了とともに途絶えてしまうと非常に残念だということがありますので、代替事業として林野庁の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」ですとか、紀の国森づくり基金事業において、県内で多く行われている緑育的な取組を継続して実施できるように、例えば紀の国緑育推進事業を拡充するといった形で、この公募事業終了に伴って各団体の活動が途切れてしまわな

いようにはしていきたいなと考えているところです。

委員

先ほど自然環境室から説明もございましたけれども、モニタリング調査をして、企業の森等で今まで保全活動をしてきたところの効果、かなりいろいろな面で効果が出ていると思うのですが、そういうものをこれから県民の皆様にアピールしていくということもありますので、この公募事業そのものは停止してしまっても、今お話いただいたように、何らかの形でそういう保全活動が途絶えることのないような施策を継続していただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

委員

資料の8ページの「未来を彩る花の森づくり」ですが、こちらは前年度の場所ではなく、また別の場所に新たに造られていくということでよろしいでしょうか。

前年度の管理はどのような形で行うのでしょうか。

菊地技師

ご質問ありがとうございます。地域政策課の菊地です。

まず、植樹の場所についてですけれども、基本的に同じ場所で継続して植えていただくということを想定しております。名所を造るとなると、1年で完成しないというところがありますので、複数年にわたって継続して名所を造っていただくという事業になっております。

管理については、事業計画書を出してもらう際に、水やりはどれぐらいやります、下草刈りはどれぐらいやりますというような管理計画を提出してもらいまして、それにのっとり管理をしていただくという形になっておりまして、その年の事業を終了後も5年間管理状況を報告していただくといった内容になっております。

委員

同じ場所で継続するというので、それでは5年間の管理計画書が出されるということは、その場所については一旦5年で区切られるということですか。

菊地技師

区切りは、特には設けておりません。最後に植えた年から5年間管理状況の報告書を出してもらおうといった内容にはなりません。

■ 委員

となると、毎年この予算もつけて、その場所を管理していくとか、継続して同じ場所で続けられるということですか。

菊地技師

そのとおりですね。

ただ、毎年事業の評価委員会で事業の計画は審査させていただきます。

西主幹

その同じ場所という話ですけども、植える場所が同じ1カ所だけということではなくて、その周辺全体で花の森にしたいですという計画を上げていただいておりますので、1年ごとに植える場所は違います。その地域をどのように花の森にしていくか、1年目はこの区域、2年目はこの区域に植えますという全体計画をあげていただいた上で、1年ごとの計画を審査会で見させていただくという形で実施しています。

■ 委員

分かりました。ありがとうございます。

■ 委員長

私もこの点で1点質問です。

最初に、この「未来を彩る花の森づくり」は、場所を公募したのではないかなと思うのですね。その公募自体はもう行ってないということですか。そこで決まった団体がそれ以降はずっと継続してそこでやる。新しくこの地域でこれしたいですみたいなものは受け付けてないという理解でよろしいですか。

西主幹

一旦その全体計画は見させてもらうのですけれども、1年ごとにどんなことをするかという計画を毎年出していただくので、5年間の計画が通ったから、必ず5年その計画の通り実施してくださいよということではなくて、毎年その内容を見させていただくという形を取らせてもらっています。

新たにこんなことをしたいというものについては、毎年開催する審査会を通れば実施していただくという形にはなりません。

■ 委員長

新しい団体は加わらないということでしょうか。

西主幹

そうですね。新しい団体は加わりません。

■委員長

最初に募集したその団体さんがその事業を継続、新しくは受け付けてないということですかね。新しくほかの地域が手を挙げるということはしていないと。

西主幹

そうですね。

■委員長

なるほど。

西主幹

今年は新たに公募したのですがけれども、花の名所を何か所も造っていくのもどうかということもあって、ある程度地域や場所が決まれば、それ以上増やすのはどうかと思いますので、来年からの公募はやめようかなとは検討しております。

これまでに申請いただいたところをしっかりと花の森にさせていただくという形で進んでいこうと思っております。

■委員長

ありがとうございます。令和6年度は全て継続の団体が行うという事業でよろしいですね。

西主幹

はい。

■委員長

分かりました。ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

■委員

資料2の9ページで、「次代へつなぐ森林づくり」の「貴重な森林の保全」「森林公的管理」で、主な増減理由の中に「購入予定地の調整に時間を要するため」と書いておられるのですが、どういう主な理由で調整に時間がかかっているのかが分かれば教えていただきたい。

もう一つ、先ほどからガードレールの話が出ていますが、このパンフレットを見る限り、道をゆっくり走っていればそれは分かるのですが、さっと走ってしまうと木なのかどうか分からないような色をしているのですけれども、表示というのは幾つかあるのでしょうか。このガードレールは紀の国森づくり基金で紀州材

を使って作っていますとか、そういう表示がはっきり分かるように何カ所かあるのでしょうか。その2点だけ。

松尾室長

自然環境室の松尾といいます。

今、ご質問あった購入予定地の調整に時間がかかる理由ということですが、今回購入するのが天然林ということで、結構、公図等が混乱しているような地域でございます。所有者の確認から隣接所有者の立ち合いまでかなり時間がかかるということがございまして、それが原因で来年度は減額しているという状況でございます。

以上でございます。

野口主査

ガードレールのPRの件ですが、とれとれ市場というまさしく一番お客さんが来る場所の近くに、このガードレールは紀州材を使った木製ガードレールですというような看板を設置させていただいております。

そのPR看板というのは、現在は1カ所なのですが、昨年度という木育キャラバンというイベントに参加させていただきまして、こういうところで木製ガードレールを使っていますといったPR活動を森林整備課さんと道路保全課でさせていただいております。

以上です。

委員

これ4.4キロにわたるわけですね。看板もとれとれ市場のところに最初はあると思うのですが、毎年1,000万円ずつかけて延長していくということなので、その次の木製ガードレールの設置場所にも看板を毎年設置していくということでもよろしいのでしょうか。

野口主査

その場所によって、設置できる箇所があるかどうかということもあるので、そこは少し検討させていただきたいと思っております。いいところがあれば設置したいと思います。

委員

今のところは1カ所ということ。

野口主査

今のところは1カ所です。

委員

できたら、都会から来た人もぱっと見て分かるように、表示を増やしてもらえたら。あそこは帰りは渋滞するので、結構見てもらえると思うので、お願いします。

野口主査

ご意見ありがとうございます。

委員長

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

委員

すみません、もう一点伺いたいのですけれども。

8ページの「森林被害調査」の件ですけれども、昨年度も伺ったのですが、昨年度見せていただいたニホンジカによる森林の被害というのは、何か私どもが森林を見ているのと違って随分狭い面積というか、被害額が小さかったような気がするのですね。それを伺いましたら、調査方法と申しますか、調査対象が少し違うみたいな話を伺ったと思うのですけれども。

一方で、これは和歌山県だけではなくて、今はもう日本中ほとんどのところでニホンジカによる森林の被害というのはかなり進んでいますよね。それぞれの県でいろんな調査もしているし、いろいろな対策ももう立てられていると思うのですけれども、これはそういうことを含めて他府県の状況や何かとともに、改めて和歌山県の被害状況を調査するということなのですか。その場合の調査方法は従来とはまた変えるということなののでしょうか。

前田主査

農業環境・鳥獣害対策室の前田と申します。ご質問ありがとうございます。

ニホンジカの生育状況調査については、従来からこの基金等を活用させていただいて、長年続けているわけですが、基本的には生息密度の調査ということで、県内50カ所の定点での糞塊調査による生息密度調査、それから20カ所の森林被害調査を重点的にやってきました。

2年目と5年目に、「第二種特定鳥獣管理計画」という県のニホンジカをどれぐらい減らしていくかという計画を策定する際に必要となる推定生息数を測るためのベイズ推計調査というのも行っています。

その3つを調査の基本として行っておりまして、この内容については他府県の事例を参考にしながら実施しています。

従来やってきた森林被害調査については、今年度は新たに造林地の被害調査というのを業者さんと相談した上で導入しまして、もっと実情に即したといいますか、林業地においてどのような被害を出しているのかを見るような調査も新たに加えて試行錯誤しながらやっておるところです。

以上です。

委員

ありがとうございます。

そうしますと、随分被害額が少ないなと私も思っていた、それは20カ所についての被害ということだったということですか。

前田主査

その被害額については、農業の分野で農作物被害の場合は近年4,000万前後で推移しております。林業部門の被害については、別途調べてはおりますが、近年やや少ない状況で推移していると伺っておりますが、今具体的な数字を持ち合わせておりませんので、すみません。

委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

では、私から幾つかお願いしたいと思います。質問というよりコメントになるのですけれども。

1つは「生物多様性モニタリング調査」ですけれども、これは本当に必要な調査だなと思っております。長年、この委員会でも公募事業の中でも、ここにこの広葉樹を植栽してもいいものかどうかとか、相当いろいろ議論があったようにも思います。

企業の森づくりにおいても、企業の方が広葉樹がいいよねと言って植えられるのですけれども、本当にそれでいいかどうかは不確かなまま進めて、本当にこれでよかったのかなんてことを思っ

ていらっしやったりするということも聞いております。
やっぱりこういうモニタリング調査をやって、その結果がよかった悪かったということに限らず、まず見える化することは本当に大事なことでありますし、それを基にして混交林化やいろいろな県の施策の中で、本来新しいことにチャレンジしている部分であると思うのですよね。和歌山の中で、こういう場所ではこう

したらいいのではないかというような指針もそこから現れてくると思いますから、令和6年度のみと書いてありますけれども、定期的にこういった調査を行っていただきたいと思っています。

それからもう一つ、「木の良さPR」のところにこの「木製ガードレールの設置」というのが位置づけられているのですが、これ木製ガードレールの設置を紀州材の良さをPRするというとこだけに位置づけるのって非常に苦しいなとも思っています。

この木製ガードレールの設置自体は、新たな用途開発にもなりますし、例えばですけれども、これまで鉄骨とか鉄で作られていたガードレールを木に置き換えることによって、どれだけの炭素の削減効果があるとか、いろんなPRの仕方があると思うのですね。

そういう木の良さPRだけでこれを論じると、何かその効果は少ないのではないかとと言われてしまいそうに思っているのです。この4キロだけで、このガードレール、しかも説明する看板が幾つかしかないというところで。木の良さPRであったら、そんなに効果が高くないのに、この金額がついているというふうに誤解されそうな気がするのですよね。ですから、もう少しこの木製ガードレールを設置するというものの意味を、幅広いところから位置づけてPRされるような形になればいいのではないかなと思います。

それから、「公募事業」につきましては、令和6年度までで終了ということは、かつての委員会の中で決定された事項でありますけれども、先ほどおっしゃっていただきましたように、これまでの公募事業のいわば成果の部分ですね、レガシーの部分を、今度は例えばそれを経常経費化といいますか普通の予算の中で位置づけて、そして支援していくということもあると思うのですね。

そういう観点から、どうかこの公募事業の今後の在り方ですね、公募事業で長年実施していただいた成果をどうあともう一展開していただくか、それを続けていただくか、あるいは、そのいいところは県の施策の中に取り込んでいくというところをぜひ今後検討していただければと思います。

すみません、質問というよりはコメントでしたけれども、私からは以上になります。

ほか、ありませんか。

委員

「生物多様性モニタリング調査」ですけど、この中に対象地みたいなものに護摩壇山周辺は入っていないのですかね。

松尾室長

「生物多様性モニタリング調査」ですけども、今考えておるのは、基金事業や企業の森で広葉樹林化したところと、それを比較対象とするために、その近辺にある自然林、間伐等の管理をされた人工林、間伐等も全然行っていないような放置された人工林、あとは植樹をされていない裸地について調査を行って、それぞれ人の手が加わることでどのように生物多様性が変わっていくのかを今回モニタリングしたいと考えておりまして、護摩壇山近辺でやるということは今のところまだ決めてはおりません。

委員長

ありがとうございます。

委員

今の関連ではないのですけれども、その事業の1つ上「ごまさんふれあい再生の森」、あの周辺っってもう15年から20年ぐらい前から単独事業であるとか試験的にやったのも含めていろんなことをやっていると思うのです。多分これからもいろんな試みというのをしていくと思うのですけれども。

今までやってきた、先ほど委員長も言われていましたけど、成果的なものというのかな、こんな山だったところへこういう危険性が出てきて、こんな対策したよと、そんなのもこのパンフレットとかに一部でもいいから反映していったら、先ほど言っていた「見える化」というのですか、やってきた事業に対しての効果と言えるのかどうか分かりませんが、それは今後やっていっていただきたいと思っております。

以上です。

委員長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、十分ご意見やご質問等していただけたかと思しますので、審議に移りたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、議事の(2)「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業事業計画について」は、「適当」ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

委員長

ありがとうございます。

幾つか委員の方からもいろいろな意見、提案などもあったかと思しますので、その辺りについても、今後実施される際にはご検討いただければと思います。ありがとうございます。

それでは、この本議案については、「適当」と判断されましたので、県当局より財政部局への要求をぜひお願いいたします。

続きまして、議事の(3)「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業 公募の実施について」を議題とします。ご説明をお願いいたします。

早津副主査

それでは、「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業 公募の実施について」、資料3に沿ってご説明させていただきます。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず初めに、令和6年度の「公募事業」に係る予算規模については、先ほど事業計画についてご説明させていただいたとおり、昨年度と同額の1,000万円と考えております。

資料3、1ページの2つ目の丸印に「令和6年度の公募スケジュール(案)」を記載しておりますが、今回委員の改選がございましたので、2ページの「紀の国森づくり基金活用事業の公募に係る選定等要領(概略図)」に沿って、事業審査の流れと併せてご説明させていただけたらと思います。

今回の募集期間ですけれども、令和5年12月4日～令和6年1月12日の計40日間を予定しております。

昨年度、募集期間終了後の手続が非常にタイトな日程となりまして、委員の皆様にもいろいろとご迷惑をおかけしたところですので、募集の日数自体は変えずに、昨年度の募集期間から1週間ほど前倒しする計画ということで、この期間とさせていただきます。

応募された事業については、和歌山県で関係の条例ですとか関係要綱に即した内容であるかを確認し、その整合性の有無を判断します。整合性があると判断された事業については、申請書を委員の皆様にご送らせていただいて事前審査を行っていただきます。

2ページの事前審査の枠の①になるのですけれども、「確認事項の確認」ということとなりますが、審査に当たって応募内容に不

明な点があった場合、県を通じて申請者へ確認する手順となります。

この①の「確認事項の確認」については、1月の下旬から2月の中旬頃を予定しております。その確認結果を踏まえて、委員の皆様にご応募事業について評点をつけていただきます。「評点シート」というものを作成いただくことになるのですが、それを2月の下旬頃までにお願ひできればと考えております。

そこで、委員の皆様からいただいた評点結果をもとに、3月中旬頃開催を予定しております次回の紀の国森づくり基金運営委員会において、事業として「適当」かどうかをご審議いただきたいと思ひます。

和歌山県は、委員会での審議結果を尊重して採択を決定するという流れになります。

公募のスケジュール（案）のご説明は、以上になります。

続きまして、1ページに戻っていただいて、3つ目の丸印として「公募実施に向けた要領の改正（案）」について記載しております。

毎年この要領の改正については、委員会でご審議いただいているところではあるのですが、今年度も公募の実施に合わせて「紀の国森づくり基金活用事業公募等実施要領」と「紀の国森づくり基金活用事業公募要領」の2つの要領の改正を予定しております。

具体的な改正内容としては、要領の中に出てくる募集期間を今回のものに変更するという内容と、ここ毎年、労務単価が非常に上昇しておりますので、その労務単価の変動に伴って下刈りなどの委託料の補助上限額を見直したいと考えております。

「公募事業」については、先ほどもご説明させていただきましたが、令和6年度で終了することになっておりますので、これまで本事業を活用して継続されてきた取組が絶えないように、各振興局と連携しながら団体への指導等に当たってまいりたいと考えてございます。

3ページ以降については、公募に係る要領を掲載してございまして、15ページ以降に、先ほどフローチャートを使って説明させていただいた公募事業の審査に関する要領をそれぞれ掲載しておりますので、ご確認いただければと思ひます。

以上で、「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業 公募の実施について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひい

たします。

■委員長

説明ありがとうございます。

主に審議の内容としては、このスケジュール1週間程度前倒しという点と、それから公募要領の補助限度額等の変更の部分となります。

初めての委員の方もいらっしゃいますので、いろいろと質問あればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

■委員

先ほども出たかも分かりませんが、去年の応募は幾つあったのでしょうか。ここ2~3年の数を教えていただけますか。

■委員長

お願いいたします。

早津副主査

去年の応募状況ですか。

■委員

はい。

早津副主査

件数としては9件の応募がありました。9件のうち1件が不採択ということになりまして、現在8件、今年度事業として実施しているところでございます。

■委員長

ありがとうございます。おおむね毎年そのぐらいの数で最近は来ていたと思います。

以前は、市町村の事業もこちらで審査する公募事業の中にたしか入っておりましたので、このパンフレット見ていただくと、8ページにすごく大きい200件とか125件とか入っていると思うのですけれども、それがその市町村の事業を外して本当の公募事業だけをここで審査するようになったので、このような数になっているのではないかと思います。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、審議に移りたいと思います。

議事の(3)「令和6年度紀の国森づくり基金活用事業 公募の実施について」は、「適当」ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

委員長

ありがとうございます。

本日の議題は、これで全てになりますけれども、この場で何か意見などございましたらお願いします。

委員

よろしいですか。もう時間もないので、申し訳ないのですが。

前回も言ったような気がするのですが、新しい知事になって森林に対して非常に力を入れられていると。

その中で、先ほども資料で説明されたと思うのですが、
「森林におけるカーボンニュートラルの推進」ということで、その中で「カーボンクレジットの取得促進を図るとともに」とあるのですが、これ取得促進のための具体的な支援というか取組というか、現時点でもし何か既にこんなことをやっていくということがあれば、来年度予算なので言えるかどうか分からないのですが、教えてください。

石橋課長

カーボンクレジットの関係については、今年度、基金事業ではないのですが、一般財源を使って県有林のほうでクレジット申請に向けた取組を進めてございます。年度内には申請を終えて、来年度にはクレジット発行に向けた、モニタリング調査なりを進めることとして、その結果をもって民有林、一般の森林所有者の方にそういう制度の普及を図っていきたいと考えているところです。

委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員

これを県でされているというのは、知っている人は知っているというレベルかなと思うのですが、実際に申請されて、その結果が出てモニタリングをされる、そういう情報を林業の方はもちろんですが、県民の方にどんどん流していただいたら、我々も理解しやすいですし、我々も事業所の会員さんが大勢いらっしゃいますので、アナウンスもしていけますので、よろしくをお願いします。

以上です。

■委員長

ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。

それでは、本日の委員会はこれで終了となりますが、今回も委員長にご推挙いただきましたこと、どうもありがとうございます。

私も恐らく10年以上関わっていると思うのですがけれども、改めて今回この森づくり税条例の第1条の趣旨のところですね、もう一回読み直しまして、「森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策」を行うというところを本当にきっちり胸に留めて、これからも議事運営してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

挨拶が最後になりまして、申し訳ありません。

それでは、本日の委員会はこれで終了といたします。皆様には熱心なご議論、ご審議をいただきまして、また会議の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上です。

東副課長

■委員長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりご審議ありがとうございました。

本日の審議の内容につきましては、事務局にて議事録を取りまとめまして、各委員の皆様にご確認いただいた後に、冒頭に委員長から議事録署名人としてご指名をいただきました■

■委員、■委員にご署名をお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

閉 会 午前11時37分